

にかほ市自治基本条例見直し(案)の意見募集

平成21年6月25日に制定・施行された「にかほ市自治基本条例」は、条例施行後4年を超えない期間ごとに検討・見直しと規定されており、その見直しの時期となりました。

見直しにあたっては、この条例策定の際、貴重なご意見とお力添えをいただいた公募委員を含む「にかほ市自治基本条例策定委員」13名の意見を伺い検討を行った結果、『当面は現行制定内容のままとする方針(案)』としています。

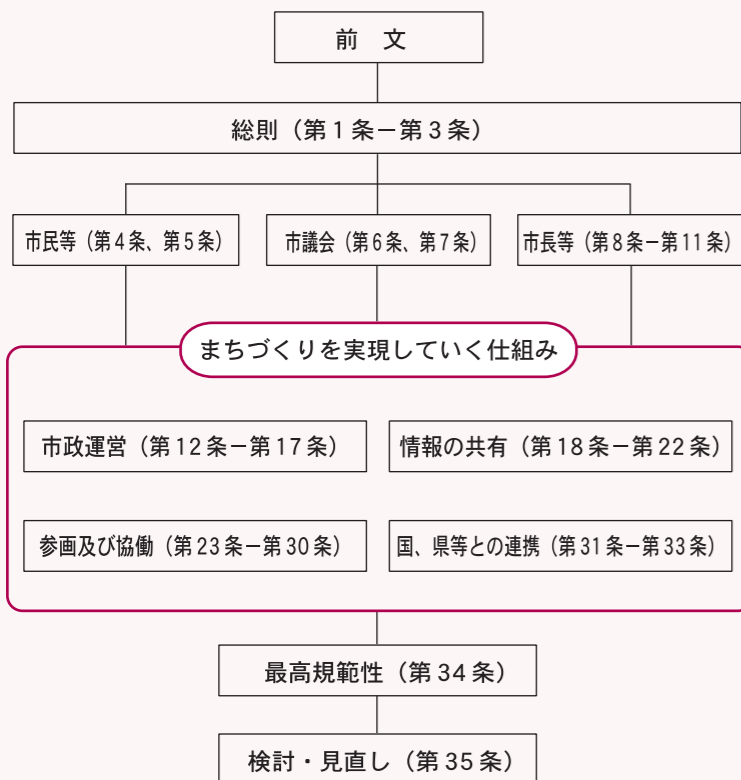
こうした方針(案)について、次の要領により、市民の皆様からご意見(パブリックコメント)を募集いたします。



- 意見徴取事項…にかほ市自治基本条例見直し(案)
- 資料等の閲覧…市ホームページ、総務部総務課、仁賀保・金浦市民SCサービスセンター
※資料の貸出しもできます。
- 意見の受付期間…2月1日(金)から3月4日(月)
- 意見の提出方法…直接持参、郵送、ファクス、電子メールにより提出ください(所定の様式がありますが、任意様式も可。住所、氏名、電話番号、年齢を必ず明記)
- 意見等の取扱い…▽提出意見には、総務部総務課の考え方を付して内容を公表(個人情報非公開)▽類似する意見は集約▽中傷などは受け付けません

提出・問合せ先…総務部総務課
〒018-0192
にかほ市象潟町字浜ノ田1
☎43-7507 FAX43-5707
E-mail:soumu@city.nikaho.lg.jp
(持参の場合は、市民SCでも受付します)

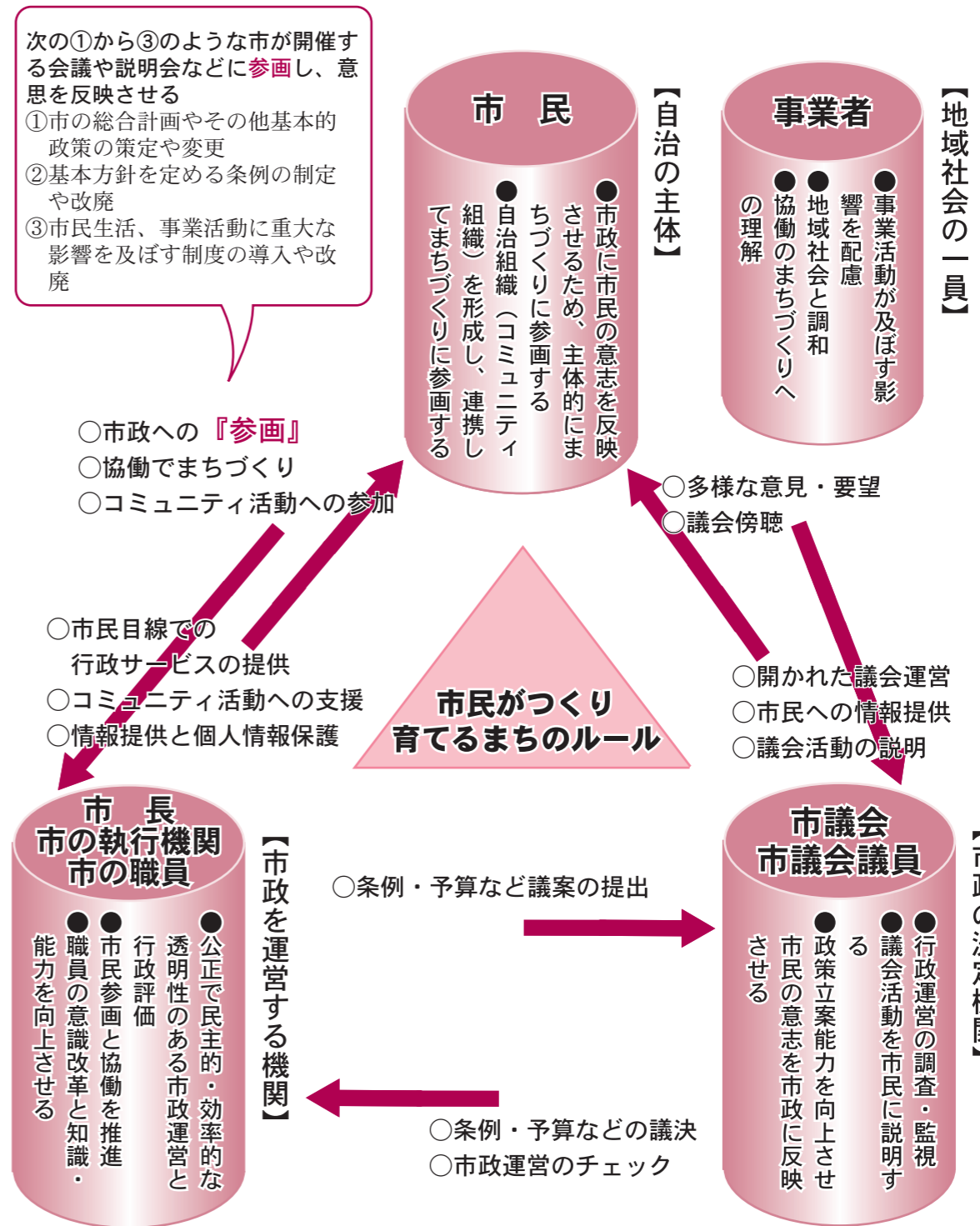
にかほ市自治基本条例の構成



にかほ市自治基本条例の規定における主な取り組み状況

- ◆第6条(議会の役割及び責務)及び第7条(議員の責務)
 - ・にかほ市議会基本条例の制定
 - ・にかほ市議会報告会の開催
- ◆第16条(行政評価)関係
 - ・内部行政評価の実施
 - ・外部行政評価(市民評価委員6名)の実施
- ◆第17条(健全な財政運営)関係
 - ・一般会計、特別会計の財政状況の公表
 - ・にかほ市観光開発(株)の財政状況の公表
- ◆第24条(市民の参画)関係
 - =委員募集=
 - ・総合発展計画後期基本計画策定委員
 - ・金浦地区まちづくり検討会委員
 - ・観光物産センター整備基本構想検討委員 など
- ◆第25条(意見聴取制度)関係
 - =パブリックコメントの実施=
 - ・災害時要援護者支援プラン全体計画(案)
 - ・総合発展計画後期基本計画(案)
 - ・地域福祉計画(案)
 - ・投票区・投票所再編計画(案) など

にかほ市自治基本条例関連図



■市民が主役 協働のまちづくりの仕組み

「にかほ市自治基本条例」は、平成21年6月に制定・施行されてから4年が経とうとしており、条例で定める検討・見直しの時期を迎えました。

この条例は、まちづくりの主役である市民が、市民同士、行政や議会とともに役割と責任を分担し、手を携えてより良いまちづくりを進めていくための基本的な考えを定めたものです。

この条例の内容は、市民に特別な規制を設けるものではなく、これによって市民生活に影響を及ぼすものではありません。現代においては、一人ひとりの価値観が複雑で多様化しています。こうした中、「住みたいまち」「住んでいたいまち」と思えるようにしていくため、市民の皆さんと行政を含めた各種組織や団体、事業者が共通の認識を持って連携を深めることが重要です。

そういったことから、すべての市民が共有する「にかほ市の自治の最高規範」として制定されたものです。